

マージン率等の情報提供

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

■W&B コンサルティング

〒103-0004

東京都中央区東日本橋 3-6-5 SAIBUILDING 3F

（対象期間：2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日）

派遣労働者の数	2 名（2025 年 9 月 30 日時点の派遣労働者数）
派遣先数	1 社
派遣料金の平均額	86,495 円（1 日 8 時間計算）
派遣労働者の賃金の平均額	29,208 円（1 日 8 時間計算）
マージン率	66.2%
教育訓練に関して	ビジネススキル研修、能力別訓練、階層別訓練等
労使協定の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者	原則、全派遣労働者
協定書の有効期間終期	2026/3/31